

## 在外選挙制度の見直しに係る論点及び方向性の整理

### (1) 在外選挙制度の沿革

平成 10 年 4 月 在外選挙制度を導入する法案成立 (政府提案)

平成 12 年 6 月 最初の在外投票実施 (第 42 回衆議院議員総選挙)

平成 15 年 6 月 在外選挙制度の見直し法案成立 (政府提案)

《主な内容》

- ・ 在外公館投票と郵便投票の選択制の導入

平成 18 年 6 月 在外選挙制度の見直し法案成立 (政府提案)

《主な内容》

- ・ 対象選挙の選挙区選挙への拡大
- ・ 住所要件未充足者からの名簿登録申請を可能に

### (2) 在外選挙制度の概要 別紙 1

#### 【在外選挙人名簿登録制度】

- 選挙人名簿とは別途に在外選挙人名簿を市町村選管が調製する。(法第 30 条の 2) 在外選挙人名簿に登録するのは、申請者の最終住所の所在地の市町村選管 (いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがない者の場合は本籍地の市町村選管) である。(法第 30 条の 5)
- 選挙人名簿は市町村選管が住民基本台帳に基づいて職権で登録するが、在外選挙人名簿に登録されるには、申請者が原則在外公館に出向いて申請を行うことが必要。(法第 30 条の 2、第 30 条の 5)
- 在外選挙人名簿の被登録資格として、申請者の住所を管轄する領事官の管轄区域内に引き続き 3 箇月住所を有することが必要。(法第 30 条の 4)
- 在外選挙人名簿に登録された者には、在外選挙人証が交付される。(法第 30 条の 6)

#### 【在外投票制度】

- 対象となる選挙は衆議院議員及び参議院議員の選挙であり、選挙区は最終住所地等の属する選挙区である。
- 在外選挙の投票方法としては、在外公館投票・郵便等投票・日本国内における投票の 3 種類が存在する。

### (3) 在外選挙に関する統計データ 別紙2

- 在外選挙人名簿の登録者は10～12万人、推定登録率は10%弱で頭打ちとなっている。また、投票率についても、20%前後で推移している。
- 外務省が平成25年度に在外邦人向けに実施したアンケート調査では、在外選挙人名簿未登録者のうち、64%が「登録手続きが簡単であれば登録する意思はある」と回答している。
- 在留邦人に占める在外選挙人名簿登録者数の割合、投票率ともに低い値で推移しており、アンケート調査からも登録手続きの簡素化を求める意見が多く挙がっている。

### (4) 在外選挙制度改善に向けた方向性（案）

#### ① 在外選挙人名簿の登録にかかる負担軽減と時間短縮について

- ・ 在外選挙人名簿の登録申請に当たっては、原則在外公館に出向かなくてはならない。
- ・ 在外選挙人名簿の被登録資格として、申請者の住所を管轄する領事官の管轄区域内に引き続き3箇月住所を有することが必要。
- ・ さらに、登録申請から実際に在外選挙人証の交付を受けるまでに約3箇月の時間を要する。



- ・ 在外公館より遠隔地に住む者は申請への負担が重い。
- ・ 突然の衆議院解散の場合等、選挙期日が近づいてから登録申請を行っても、投票には間に合わない。

#### 【改善の方向性（案）】

- 国外を転出先とする転出届をした者は、国内における最終住所の所在地の市町村に対して、同時に在外選挙人名簿の登録の申請をできることとしてはどうか。
- また、転出届と同時に在外選挙人名簿の登録の申請をした者のうち、最終住所の所在地の市町村の（国内の）選挙人名簿に登録されている者については、在外選挙人名簿の被登録資格を有する者とみなす（すなわち、領事官の管轄区域内に引き続き3箇月住所を有するという要件を不要とする）こととしてはどうか。

②在外選挙人名簿登録者の登録地市町村への転入時の取扱いについて **別紙3**

- ・国内へ一時帰国した際、転入届を提出していれば、国内滞在の期間の長短に関わらず、転入届提出後4箇月を経過すると在外選挙人名簿の登録が抹消される（法第30条の11第2号）。



- ・在外選挙人名簿に再度登録されるには、再度の登録申請が必要であり、手続きが煩雑となっている。

**【改善の方向性（案）】**

- 在外選挙人名簿に登録されている者について、在外選挙人名簿登録地の市町村において住民票が新たに作成された場合には、選挙人名簿の被登録資格を有する者とみなすこととしてはどうか。
  - ※ ただし、住民票が新たに作成された日後3箇月を経過するまでの間は、属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙の投票をすることができないこととする。
    - また、在外選挙人名簿登録地以外の市町村において住民票が新たに作成された場合には、従前と同じ扱いとする。
- 再度の登録申請手続きの簡略化については、新たに住民票が作成された日から一定期間に再度国外に転出した場合に、従来有していた在外選挙人証を引き続き使用できることとしてはどうか。